

事務事業名	一斉納税指導事業				担当	総務部 納税課 納税推進係	
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				電話番号	0285-83-8489
施策名	4	健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業	
関連個別計画	地方税法、真岡市市税条例、市税及び使用料等収納対策本部設置要領				事業期間	☐ 単年度のみ	
法令根拠						☒ 単年度繰返（開始年度平成14年度～）	
予算科目						☐ 期間限定複数年度（年度～年度）	
事業概要	収納率向上対策の一環として、市税等収納対策会議において、部課長も一斉納税指導に参加することになり、部課長と担当職員が納税指導班を編成し臨戸訪問による徴収と納税指導を休日・夜間も実施しており、そのための準備作業・打合せの開催、収納等を行っている。						

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 部課長と担当職員38組及び納税課職員・徴収嘱託員で5月と12月に一斉納税指導を実施。 滞納整理カードの配布・打合せ。 問合せ・収納・納税指導。 納税指導結果の入力・集計。 29年度計画 28年度同様38組による納税指導班及び納税課職員・徴収嘱託員で実施。 納税課職員11名による電話催告、不動産差押案件の再調査の実施。				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	実施した日数（延べ日数）	日	30	30	30	30	30
				イ	業務に従事した職員数（延べ人数）	人	168	168	168	182	182
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 市税等の滞納者・滞納額。				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	市税等の滞納者数（3月末）	人	7,647	7,388	6,733	6,789	6,721
				イ	市税等の滞納額（3月末）	千円	3,125,408	2,890,923	2,684,084	2,397,649	2,373,673
				ウ	一斉納税指導対象額	千円	121,373	121,003	95,775	114,706	113,559
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 納税意識の向上と市税等の納期内納付を促す。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	一斉納税指導で徴収した市税等	千円	20,844	20,877	16,967	22,094	21,873
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 滞納者・滞納額を減少させることにより財政健全化を図る。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	一斉納税指導対象額に対する徴収率	%	17.2	17.3	17.7	19.3	19.3
				イ							
				ウ							
				エ							
				オ							
(2) 総事業費の推移											
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	200	200	200	189	187		
			事業費計（A）	千円	200	200	200	189	187		
	人件費		正規職員従事人数	人	84	84	84	91	91		
			延べ業務時間	時間	643	638	638	650	650		
			人件費計（B）	千円	2,613	2,693	2,673	2,699	2,699		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	2,813	2,893	2,873	2,888	2,886		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		税務・国保・介護担当職員による一斉督促は以前より実施していたが、収納対策を一層強化するため、平成14年度から部課長も参加することとなった。									
		②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		現年度未納者を対象として一斉納税指導を行っているが、対象額は減少傾向、徴収率は上昇傾向にある。							
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？											

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 公平な税負担と財源の確保に結びついている。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 公平・公正な税負担の推進と財源確保のための事業であり妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 滞納者に限り納税指導をしているので、適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 必要最小限の経費で計画的に実施しており、向上の余地がない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 廃止・休止は市税等の収納率が下がり、影響がある。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 一斉納税指導を実施するための、滞納整理カード作成費用であり、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり削減の余地がない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 税負担の公平性を確保するためのものであり、公平、公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								